

# 令和8年度 農地中間管理事業のお知らせ

## —農地の貸付・借受希望者の募集と各種変更届—

### 農地中間管理事業とは

農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）がいったん農地を借受け、担い手へ効率的に貸し付けて、農地の集積・集約を行う制度です。

※ 事業の詳細については、公益財団法人やまがた農業支援センターのホームページ（<https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/>）をご覧ください。

今年度事業の申込みと契約内容の変更手続きについて、お知らせいたします。  
なお、契約期間の満了を迎える方には、手続きを別途ご案内いたします。

### ◆申込み募集期間（酒田市は年2回実施）

1回目締めきり	6月30日（火）
2回目締めきり	10月30日（金）※



※ 令和9年度から農地を貸借したい場合は10月30日（金）までお申込みください。

### ◆手続き場所

- ①酒田市農業委員会事務局、②JA庄内みどり各営農課、③JAそでうら営農販売部  
※詳しくは裏面の手続き、お問合せ先をご覧ください。

### ◆借受け希望者の手続き（初めて中間管理事業を利用する方の場合のみ）

借受けを希望する方は「農地中間管理事業 利用確認書」にご記入いただき、次のマッチングに必要な項目について確認の上、お申し出ください。

- ・借受け区域の希望
- ・規模拡大の意向（希望面積）

#### 1. お持ちいただくもの

認め印（法人の場合は、代表者印）

#### 2. その他

規模拡大を計画している方は、事業の活用を積極的にご検討ください。

裏面に続きます →

## ◆貸付け希望者の手続き

### 1. お持ちいただくもの

- ① 賃借料を受け取る預貯金通帳（契約の際、コピーを添付します）
- ② 認め印（法人の場合は、代表者印）
- ③ 固定資産税名寄帳 兼 課税台帳の写し（市役所市民課・各総合支所での発行）

### 2. 貸付けについて

- ・原則、耕作者の指名ができない農地中間管理機構への白紙委任となります。
- ・実際の耕作者（受け手）については、一連の契約手続きが完了するまで公表できませんので、詳しくは酒田市農業委員会へお尋ねください。
- ・農地利用集積円滑化事業から移行したい場合は、窓口でご相談ください。
- ・貸付けを希望する農地が未相続の場合は、ご相談ください。
- ・初めて中間管理事業を利用する方で、所定の要件を満たす場合、機構に貸付した農地については、3年または5年分の固定資産税が自動的に軽減されます。

## ◆賃借料の精算と事業の手数料について

1. 契約期間中は毎年11月頃に農地中間管理機構が賃借料の精算を行います。
2. 事業を活用される貸付者・借受者の双方より賃借料の0.75%をご負担いただきます。
3. 事業の手数料に関する詳細は、下記へお問合せください。

【お問合せ】公益財団法人やまがた農業支援センター（愛称：農サポやまがた）  
農地中間管理事業推進課 ☎023-631-0697

## ◆各種変更手続きについて

農地名義人変更届（振込口座変更を伴う）及び借賃変更届は、毎年7月までの  
手続きをお願いします。

※ 振込口座変更を伴わない農地名義人変更届、住所変更届は随時手続きできます。

※ 借賃が参考賃借料に合わせて自動更新される契約は、変更届不要です。

## ◆各種手続き・お問合せ先（来所前にご連絡ください）

酒田市農業委員会	農業委員会事務局（市役所2階）	☎26-5767
	八幡総合支所 建設産業係	☎64-3115
	松山総合支所 建設産業係	☎62-2611
	平田総合支所 建設産業係	☎52-3915
JA庄内みどり	酒田きた営農課	☎28-8877
	酒田みなみ営農課	☎28-8850
	酒田ひがし営農課	☎43-1601
	八幡営農課	☎64-2600
	松山営農課	☎62-3300
JAそでうら	平田営農課	☎52-2255
	営農販売部	☎92-4760